

# 正しく乗る〜ル

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の  
交通ルールを正しく理解し、安全に運転しよう！

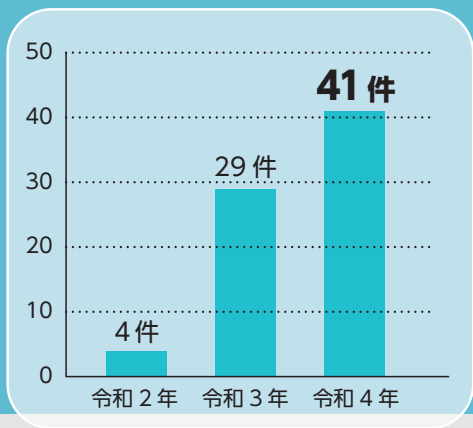
令和5年7月1日施行の改正道路交通法により、新しい車両区分「特定小型原動機付自転車」が創設されました。

一定の基準に該当する電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」となり、16歳以上なら免許不要で運転できるようになりました。

新しい車両区分の交通ルールを正しく理解し、安全運転を心がけましょう。

## 増えている！ 電動キックボードの 交通事故

※改正道路交通法施行前の電動キックボードに関するデータ  
※警察庁「電動キックボードに関連する交通違反・事故の発生状況について」より



※電動キックボードが第1当事者又は第2当事者となった人身事故で、警察庁に報告のあった件数

### ●事故件数

令和4年に全国で41件発生。令和2年の4件から**10倍以上に急増**しています。



### ●検挙件数

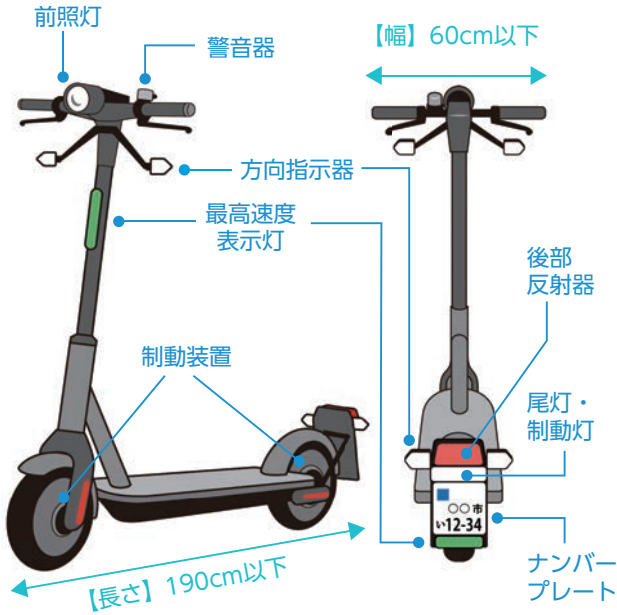
(令和3年9月～令和5年1月)

歩道通行や右側通行といった「通行区分違反」が最も多く、「信号無視」、「一時不停止」が続きます。**基本的な交通ルールが守られていない実態**が明らかになっています。

※「その他」のうち、酒気帯び運転は57件  
※都道府県警察から警察庁に報告された数値を集計

## 特定小型原動機付自転車とは

特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、車体の大きさや最高速度制限など定められた基準を満たしたものをいいます。



### 車体の構造

- 原動機：定格出力0.6キロワット以下の電動機
- 最高速度：時速20キロ以下
- 最高速度表示灯を備える など

## 公道を走行するために

### ●保安基準

前照灯などは、規定の保安基準に適合したものでなければなりません。適合した製品には性能等確認済シールが貼られています。

### 性能等確認済シール



### ●ナンバープレート

ナンバープレートを取得して、車体の見えやすい位置に取り付けなければなりません。

### ●自賠責共済(保険)

自動車損害賠償責任共済(保険)への加入が義務付けられています。

### ●運転できるのは16歳以上

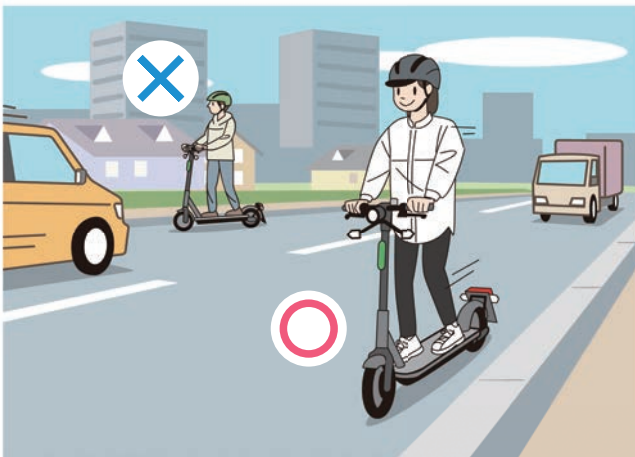
免許は必要ありません。  
16歳未満は運転できません。

### ●ヘルメット着用は努力義務

大切な命を守るために、ヘルメットはしっかりかぶりましょう。



## 車道通行が原則



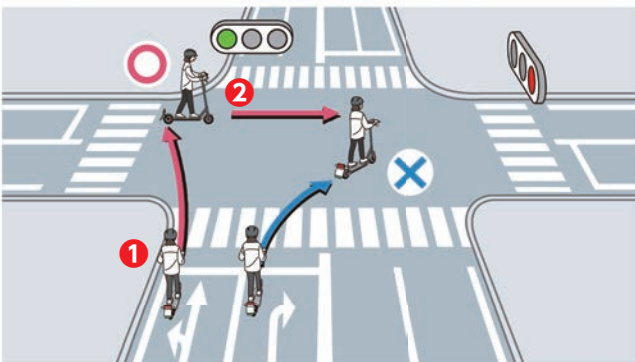
●車道を通行するときは、原則として左端に寄って通行します。右側を通行してはいけません。

●道路左端にある普通自転車専用通行帯や自転車道を通行することもできます。

### 普通自転車専用通行帯



### 自転車道



## 右折するときは「二段階右折」

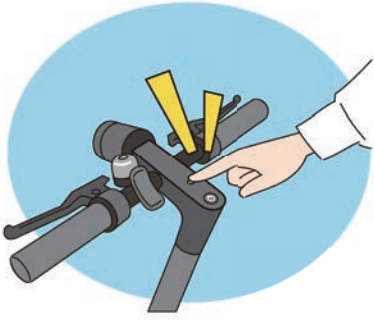
●**交差点を右折するときは「二段階右折」**をする必要があります。交差点の中央から曲がる「小回り右折」はできません。

### 信号機のある交差点で「二段階右折」する方法

- ① 青信号で交差点の向こう側まで直進し、その地点で止まって右に向きを変えます。
- ② 向かいの信号が青に変わったら直進します。

## 歩道通行は例外

### 特例モード (特例特定小型原動機付自転車) に切り替えて歩道通行



例外的に歩道を通行する場合は、走行モードを最高時速6キロの「特例モード (特例特定小型原動機付自転車)」に切り替えなければいけません。

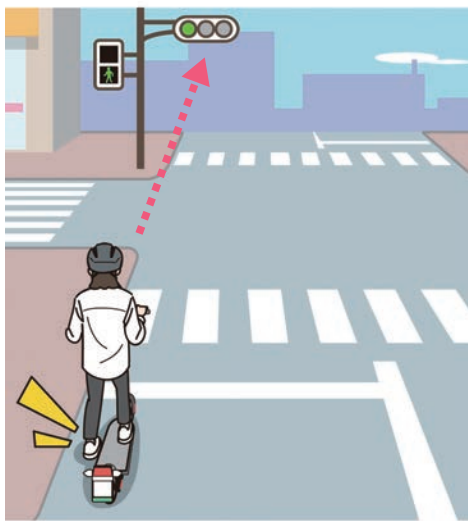


- 通行できるのは、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識が設置されている歩道だけです。
- **歩道では歩行者優先**です。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。
- 歩道の中央から車道寄りの部分、または「普通自転車通行指定部分」を通行します。

## 信号・標識を守る

### 信号に従う

電動キックボード等は「車両」の仲間です。**道路を通行するときは車両用の信号に従う**必要があります。



### 主な標識を覚えよう

進入することができない



特定小型原動機付自転車・自転車通行止め



通行留め



車両通行止め



車両進入禁止

一時停止しなければならぬ



一時停止

矢印の方向にしか進むことができない



一方通行



特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

特定小型原動機付自転車が通行できる道路



特定小型原動機付自転車・自転車専用



普通自転車専用通行帯



自転車を除く  
補助標識により通行可

特例特定小型原動機付自転車が通行できる歩道



普通自転車等及び歩行者等専用

## 危険な運転の禁止



スマホ等を操作しながらの運転



二人乗り



傘さし運転



飲酒運転

## 気をつけて運転しよう



### 段差やくぼみに注意する

タイヤが小さかったり、バランスをとりながら利用する電動キックボード等は、段差やくぼみで走行が不安定になることがあるので気をつけましょう。



### 濡れた路面に注意する

濡れた路面や砂利道などでは、タイヤが滑りやすくなるので、無理せず車両から降り、押して歩きましょう。

暗い服装

明るい服装

反射材



### 夜間は視認性を高める

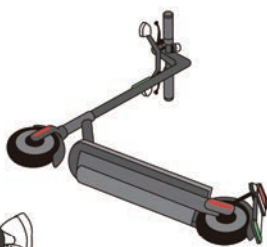
夜間は、前照灯や尾灯を点けるだけでなく、明るい色の服装や反射材を着用するなど、周囲からの視認性を高めましょう。

## もしも交通事故を起こしたら？



### ●負傷者の救護

けが人がいる場合は、すぐに「119番」に通報しましょう。



### ●道路上の安全確保

事故の続発を防ぐため、車両は路肩などの安全な場所に移動させましょう。



### ●警察への報告

発生場所や負傷者の有無などを警察にすみやかに報告しましょう。



これらの対応をせずに、その場から立ち去ると「ひき逃げ」となり、厳しい刑罰を科せられる場合があります。



JA共済地域貢献活動 HP「ちいきのきずな」では、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通ルールに関する啓発動画「正しく乗る〜ル」のほか、さまざまな交通安全啓発コンテンツを掲載しています。

ちいきのきずな

検索

<https://social.ja-kyosai.or.jp/tokuteikogata/>



JA共済は、保障の提供と地域貢献活動を通じて、地域社会の「安心」と「満足」の輪を広げていきます。

制作：JA共済

監修：一般財団法人日本交通安全教育普及協会

※この資材は、自賠責共済の運用益を活用して制作しています。

2023.07